

令和 8 年度 北海道小樽潮陵高等学校部活動に係る活動方針

活動方針策定の趣旨等

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り本方針を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に係る相談・要望の窓口

○連絡先：住所 〒047-0002 小樽市潮見台 2 丁目 1-1 電話 0134-22-0754 FAX: 0134-22-5954
電子メール: otaruchouryou-z0@hokkaido-c.ed.jp

○担当：藤野 忠 教頭（全日制）・小川 俊彦 教頭（定時制）

(2) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 部活動顧問は、経費等に係る資料を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得る。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、適正な数の部を設置する。
- 校長は、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど十分考慮する。
- 校長は、部活動顧問会議等を定期的に設ける。
- 校長は、部活動指導員の配置に当たって、科学的な指導、体罰の厳禁などについて指導し、徹底させる。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。

(1) 部活動における適切な指導のための留意点

- トレーニング効果を得るためや生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ること
- 過度の練習が必ずしも能力の向上につながらないだけでなく、他の様々な活動に参加する機会を奪う可能性があること
- 生徒の能力・技能の向上や、生涯を通じて部活動で行った活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること
- 生徒がバーンアウトすることなく、部活動の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導すること
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 部活動用指導手引の活用

- 部活動顧問は、関係団体等が作成した指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日・活動時間の設定【原則設定】

学期中の休養日・活動時間の設定については、次のとおりとする。

- 週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」と

いう。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。

○学校閉庁日は休養日とする。

(2)弾力的な休養日・活動時間の設定【弾力設定】

高等学校段階においては、中学校段階に比べて

○生徒の発達段階及び技術の習得状況に差が出てくること。

○生徒自身の興味・関心に応じて、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していくこと。

○スポーツや文化芸術、科学等の部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいることに留意し、次の①、②の休養日及び活動時間の弾力的な設定の範囲内での活動を行うことができるものとする。その際、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

①学期中は、平日に週1日以上、週末又は祝日に月1日以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

②1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

ただし、次の条件を全て満たす場合に限る。

○複数の部活動顧問(部活動指導員を顧問とする場合も含む)を配置するなど、道の方針に定められた要件を満たすこと。

○生徒・保護者と共通理解の下で休養日・活動時間を設定すること。

○顧問教員が部活動に関わらない日を週2日以上設けること。

○週休日に4時間程度活動した場合は、顧問教員に対して4時間の勤務時間の割り振り変更などの勤務時間制度を適切に活用すること。

4 部活動の充実に向けて

○校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

○女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

○部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしないこと、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うことの徹底を図る。

○保護者に対する部活動公開を通して、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組む環境づくりに努める。

終わりに

○校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

※本校の部活動に係わる活動方針は、北海道教育委員会の「道立学校に係わる部活動の方針」に基づいて作成されています。